

6

監理技術者と主任技術者の資格要件

建設業法では、「技術者」とつく言葉がいくつかあります。全て「技術者」と表記されますので違いがわかりにくいですが、建設業法を守るうえでこれらの違い、特に資格要件の違いは必ず理解しておく必要があります。

配置技術者とは

建設現場に配置する技術者のことで、主任技術者と監理技術者の総称です。これら配置技術者以外に建設業法では、営業所における専任の技術者（「専任技術者」という）と専門技術者を定めています。

- 監理技術者**とは、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、施工に際し、下請と契約する金額が建築一式の場合は総額 4,500 万円（それ以外の工事の場合は総額 3,000 万円）以上のときに、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、置かなければならない技術者をいいます。
- 主任技術者**とは、上記以外のときに置かなければならない技術者をいいます。

しかし、監理技術者・主任技術者は、誰でもよいというわけではありません。工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることが職務ですので、一定の資格要件を満たす方でないとい配置技術者として認められません。

監理技術者の要件は、特定建設業の専任技術者の要件と同じで、次のどれかにあてはまる者となります。

- イ 許可を受けようとする業種の工事について、国土交通大臣が定める一級国家試験に合格した者または免許を受けた者
- ロ 一般建設業許可の専任技術者の要件（イ・ロ・ハ）のどれかに該当し、かつ、元請として 4,500 万円以上の工事について 2 年以上指導監督的な実務経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイまたはロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

主任技術者は一般建設業の専任技術者の要件と同じ（※）で、次のいずれかに当てはまる方となります。

- イ 許可を受けようとする業種の工事について高校等（指定学科）を卒業後 5 年以上、大学・高等専門学校（指定学科）を卒業後 3 年以上の実務経験を有する者
- ロ 許可を受けようとする業種の工事について、10 年以上の実務経験を有する者
- ハ イまたはロと同等以上の知識、技術、技能を有すると認められた者（一級・二級国家試験に合格した者、または免許を受けた者、及び、建設業の業種ごとに定められた実務経験を有する者）

※専門技術者の資格要件は、主任技術者と同じです。